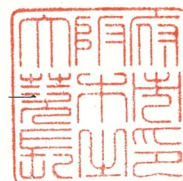


## 茨木市公告第6号

### 「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務委託に係る プロポーザル公告について

「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和8年4月20日  
茨木市長 福岡 洋



#### 1 業務概要

- (1) 業務名 「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務委託
- (2) 目的 本業務は、ダムパークいばきたを核とし、市内北部地域の多様な観光資源（歴史、自然、農業施設等）を効果的に織り交ぜ、さまざまな観光関係事業者と連携した一体的な観光プロモーションを展開することで、本市の観光地としての認知度やブランド力の向上、交流人口の増加につなげることを目的とする。
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年6月下旬から令和9年3月31日まで
- (5) 備考 業務内における個人情報の取扱い及び情報漏えい対策については、別添「情報セキュリティに関する特記仕様書」に準ずること。

#### 2 当該業務の予算額

11,440,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

#### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者と

なった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間に自治体もしくは観光協会による観光プロモーションに係る業務の受託実績があること。

#### 4 プロポーザル実施要項・参加申込について

##### (1) 実施要項

別添のとおり

##### (2) 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールまたはFAXで産業振興課へ送信すること。

提出期限：令和8年4月24日（金）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市 暮らし産業環境部産業振興課

E-mail：sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年4月28日（火）午後6時まで

掲載場所：茨木市ホームページ産業振興課のページ

##### (3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

##### ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② ①の実績を証明できる契約書の写し等

③ 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市くらし産業環境部産業振興課（市役所本館7階）

ウ 提出期限：令和8年4月20日（月）午後3時から

令和8年5月1日（金）午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

5 問い合わせ先

茨木市 くらし産業環境部産業振興課 担当 高橋・長野

TEL 072-620-1620（直通）

FAX 072-627-0289

E-mail: sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp